

「カンガルー・医療カレッジ」契約書

HHCA(Hopeful Handicapped Children's Association)(以下「甲」)と亀山智世様(以下「乙」)は、以下の事項に関して合意する。

第1条(提供するサービス)

甲は乙に対し、以下のサービスを提供する。

1. カンガルークラブ講座内容1名(亀山様に限る)
e-learning、ZOOM質問セッション、オンライン講義、実技講座、
他の講師によるHHCA主催講座
2. ビジネスに関するコンサルティング
集客、採用、マーケティング、セールス、ブランディング、ビジネス拡大等
但し実費経費がかかるプロジェクト案件については別途請求する場合がある。

第2条(価格)

「カンガルー・医療カレッジ」費用は3年間1,005,000円(税込み)である。
但し、今回は28,000円×36回の分割払いとする。途中解約は不可とする。

第3条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、相手方の承諾なくして、本契約の内容及び本契約に基づいて知り得たお互いの営業上・技術上の秘密情報を、本契約の履行中はもとより、本契約終了後においても、第三者に漏らしてはならない。
2. 甲及び乙は、本件契約の履行に関与する従業員その他の者に対しても、前項の義務を遵守させなければならない。
3. 乙は、甲の提供する講座で知り得た障がい児者等の個人情報を、第三者(従業員を含む)に漏らしてはならない。

第4条(契約期間及び解除)

1. 本契約の期間は、令和6年3月1日から 令和9年2月末日までとし、期間満了前の1ヶ月前までに、甲又は乙より何らの 申出がない場合、本契約はその時点での継続会費にて自動的に1年間延長されるものとし、以後同様とする。
2. 本契約は、前項に定める期間中、契約を解除することはできない。
3. 但し、甲が存続しなくなった場合、或いは甲の体調変化によって継続したサービス提供が出来なくなった場合、期間に応じた返金を行う。(但し、実際に掛かった諸経費を引いた額を基準とする。)
4. 乙の都合により契約を解除する場合、甲は返金に応じない。

第5条(協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の規定の解釈について疑義のある事項については、甲及び乙は民法その他の法令及び慣行に従って、誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を所持する。

令和 6年 2月 22日

甲 愛知県名古屋市中区八百島2丁目605
医療法人TRCたわだりハビリクリニック内
HHCA 代表 多和田 忍

乙